

議案第101～103号修正案の提案説明

2015年5月15日

杉浦 智子

提案をさせていただいております修正案について説明をさせていただきます。

介護保険の保険料は、期を経るごとに高騰してきています。第6期の保険料は、全国各地でも値上げが行われ、大津市では基準額が1,000円も引き上げられるなど、高齢者の暮らしに大きな影響を与え、負担が厳しくなっています。こうした状況を鑑み、国は消費税増税を財源にして低所得者の保険料軽減を行うとしました。しかし、財源に見込んだ消費税10%への増税を先送りしたことから、当初打ち出していた軽減の範囲を縮小し、10%増税を行う2017年度との2段階で軽減を実施する予定とのことです。しかしながら、消費税の8%への引き上げなどで住民の暮らしはますます大変になっており、安心の介護のためにも自治体が住民の暮らしを支えることが非常に重要となっています。

そこで、提案のとおり、

議案第101号の修正案では、まず第1段階の所得階層の方々の保険料について、国が当初示していた0.2削減を実施するものとし、そのための財源は今回の縮小された削減に充当される国、県の支出金に加え、財政調整基金を取り崩すものです。暮らしの大変さから思えば、第1段階はさることながら、収入が120万円前後という厳しい暮らしを強いられている第2、第3段階の所得階層の方々の負担軽減は緊急を要すると考えます。消費税増税頼みでなく、可能な限り速やかに住民福祉の向上という自治体の役割を果たすためにも、少なくとも国が当初予定をしていた負担削減を行うべきと考えるものです。国に必要な負担は当然求める必要がありますが、取り急ぎまずは市として予算措置をすることを提案いたします。

次に、議案第102号の修正案については、第1段階の所得階層の方々の保険料を、国が当初削減する予定をしていた削減率にするため、これに伴い、保険料収入と一般会計からの繰り入れの額を変更するために修正を行うものです。

次に、議案第103号の修正案については、国が当初削減をする予定をしていた削減率で軽減をすると、保険料が2万2,140円になることから修正をするものです。

以上で提案説明を終わります。